

西宮市立甲子園浜自然環境センター条例施行規則

(平成14年10月31日)

(西宮市規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立甲子園浜自然環境センター条例（平成14年西宮市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（[国民の祝日に関する法律](#)（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に規定する日を除く。）

(研修室の使用許可の手続等)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、センター研修室使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるセンター研修室使用許可申請書の提出は、使用しようとする日の属する月の初日の3月前から使用日までに行わなければならない。

3 市長は、条例第4条第1項の許可をしたときは、センター研修室使用許可書を交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(様式)

第6条 この規則に規定する書類の記載事項は、[別表](#)のとおりとし、その様式は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	記載事項	条例
センター研修室使用許可申請書兼許可書	申請者の住所・氏名・電話番号（団体にあつては、その名称・所在地・電話番号・代表者氏名）、申請年月日、使用目的、内容、使用日時、使用人数、許可番号、許可年月日	第4条